十四　鹿立浜地区　宮城県石巻市狐崎浜の一部
十五　十八成浜清崎山地区　宮城県石巻市十八成浜字清崎山の一部
十六　小網倉浜・清水田浜地区　宮城県石巻市小網倉浜の一部
十七　鮫浦地区　宮城県石巻市鮫浦の一部
十八　竹浜地区　宮城県石巻市竹浜の一部
十九　谷川浜・祝浜地区　宮城県石巻市谷川浜字風越山の一部
二十　福貴浦地区　宮城県石巻市福貴浦小田浜の一部
二十一　前網浜地区　宮城県石巻市前網浜の一部
二十二　寄磯浜地区　宮城県石巻市寄磯浜の一部
二十三　大谷向山地区　宮城県気仙沼市本吉町大谷の一部
二十四　小泉浜地区　宮城県気仙沼市本吉町今朝磯の一部
二十五　飯子浜地区　宮城県牡鹿郡女川町飯子浜字飯子浜の一部
二十六　尾浦西地区　宮城県牡鹿郡女川町尾浦字尾浦の一部
二十七　尾浦東地区　宮城県牡鹿郡女川町尾浦字尾浦の一部
二十八　大石原浜地区　宮城県牡鹿郡女川町大石原浜の一部
二十九　桐ヶ崎地区　宮城県牡鹿郡女川町桐ヶ崎字桐ヶ崎の一部
三十　竹浦南地区　宮城県牡鹿郡女川町竹浦字竹浦の一部
三十一　出島地区　宮城県牡鹿郡女川町出島字合の浜の一部
三十二　野々浜地区　宮城県牡鹿郡女川町野々浜字野々浜の一部
三十三　横浦地区　宮城県牡鹿郡女川町横浦字横浦の一部
三十四　石浜・名足地区　宮城県本吉郡南三陸町歌津字北の沢の一部
三十五　名足地区　宮城県本吉郡南三陸町歌津字北の沢の一部
三十六　泊浜地区　宮城県本吉郡南三陸町歌津字田の頭の一部
三十七　合羽沢地区　宮城県本吉郡南三陸町戸倉字合羽沢の一部
三十八　長清水・寺浜地区　宮城県本吉郡南三陸町戸倉字小細谷外の一部
三十九　原地区　宮城県本吉郡南三陸町戸倉字津の宮の一部
四十　松崎地区　宮城県本吉郡南三陸町戸倉字戸倉の一部
四十一　藤浜地区　宮城県本吉郡南三陸町戸倉字藤浜及び字近東の一部

第四条の次に次の二十条を加える。

（鮎川浜清崎Ａ地区、大原浜地区、立浜地区及び福貴浦地区に係る基準の特例）

第五条　鮎川浜清崎Ａ地区、大原浜地区、立浜地区及び福貴浦地区内において行われる規則第十一条第四項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号（第七号、第九号及び第十号を除く。）に掲げるとおり」と、同項第二号中「二階建」とあるのは「三階建」と、「十メートル」とあるのは「十三メートル」と、同項第四号中「千平方メートル」とあるのは「百九十四平方メートル」と、同項第六号中「次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおり」とあるのは「それぞれ六十パーセント以下及び二百パーセント以下」と読み替えて、同項の規定を適用する。

2　鮎川浜清崎Ａ地区、大原浜地区、立浜地区及び福貴浦地区内において行われる規則第十一条第九項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号（第四号及び第五号を除く。）に掲げるとおり」と、同項第三号及び第七号ロ中「千平方メートル」とあるのは「百九十四平方メートル」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3　鮎川浜清崎Ａ地区、大原浜地区、立浜地区及び福貴浦地区内において行われる規則第十一条第二十三項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号（第二号及び第二号の二を除く。）に掲げるとおり」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（鮎川浜清崎Ｂ地区に係る基準の特例）

第六条　鮎川浜清崎Ｂ地区内において行われる規則第十一条第六項に規定する行為については、同項第二号中「前項第二号の表の上欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおり」とあるのは「それぞれ二十五パーセント以下及び四十パーセント以下」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（大谷川浜地区、小網倉浜・清水田浜地区、鮫浦地区、竹浜地区及び前網浜地区に係る基準の特例）

第七条　大谷川浜地区、小網倉浜・清水田浜地区、鮫浦地区、竹浜地区及び前網浜地区内において行われる規則第十一条第四項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号（第七号、第九号及び第十号を除く。）に掲げるとおり」と、同項第二号中「二階建」とあるのは「三階建」と、「十メートル」とあるのは「十三メートル」と、同項第四号中「千平方メートル」とあるのは「百九十平方メートル」と、同項第六号中「次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおり」とあるのは「それぞれ六十パーセント以下及び二百パーセント以下」と読み替えて、同項の規定を適用する。

2　大谷川浜地区、小網倉浜・清水田浜地区、鮫浦地区、竹浜地区及び前網浜地区内において行われる規則第十一条第九項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「百九十平方メートル」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3　大谷川浜地区、小網倉浜・清水田浜地区、鮫浦地区、竹浜地区及び前網浜地区内において行われる規則第十一条第二十三項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号（第二号及び第二号の二を除く。）に掲げるとおり」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（羽坂・桑浜地区に係る基準の特例）

第八条　羽坂・桑浜地区内において行われる規則第十一条第四項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号（第七号、第九号及び第十号を除く。）に掲げるとおり」と、同項第二号中「二階建」とあるのは「三階建」と、「十メートル」とあるのは「十三メートル」と、同項第四号中「千平方メートル」とあるのは「二百二十平方メートル」と、同項第六号中「次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおり」とあるのは「それぞれ六十パーセント以下及び二百パーセント以下」と読み替えて、同項の規定を適用する。

2　羽坂・桑浜地区内において行われる規則第十一条第九項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号（第四号及び第五号を除く。）に掲げるとおり」と、同項第三号及び第七号ロ中「千平方メートル」とあるのは「二百二十平方メートル」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3　羽坂・桑浜地区内において行われる規則第十一条第二十三項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号（第二号及び第二号の二を除く。）に掲げるとおり」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（小室地区に係る基準の特例）

第九条　小室地区内において行われる規則第十一条第四項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号（第七号、第九号及び第十号を除く。）に掲げるとおり」と、同項第二号中「二階建」とあるのは「三階建」と、「十メートル」とあるのは「十三メートル」と、同項第四号中「千平方メートル」とあるのは「二百平方メートル」と、同項第六号中「次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおり」とあるのは「それぞれ六十パーセント以下及び二百パーセント以下」と読み替えて、同項の規定を適用する。

2　小室地区内において行われる規則第十一条第九項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号（第四号及び第五号を除く。）に掲げるとおり」と、同項第三号及び第七号ロ中「千平方メートル」とあるのは「二百平方メートル」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3　小室地区内において行われる規則第十一条第二十三項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号（第二号及び第二号の二を除く。）に掲げるとおり」と読み替えて、同項の規定を適用する。